

情産 29-76

平成 29 年 3 月 23 日

生産性向上設備投資促進税制
ソフトウェア事前登録事業者各位

一般社団法人 情報サービス産業協会
副会長・専務理事 小脇 一朗

中小企業投資促進税制から中小企業経営強化税制への改組に伴う
ソフトウェアの事前登録番号の引き継ぎについて（予告）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の諸活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、生産性向上設備投資促進税制は、今月末の廃止が決定していますが、平成 29 年度税制改正大綱において中小企業投資促進税制の上乗せ措置を中小企業経営強化税制として改組することが発表されました。

この改組に伴って、工業会による証明書発行制度が引き継がれることとなり、ソフトウェアの証明書発行につきましても引き続き当協会が担当することになりました。

つきましては、当該税制の改組に伴う証明書発行を円滑に実施するため、当協会が通知した生産性向上設備投資促進税制のソフトウェアの事前登録番号については、別紙のとおり、引き継ぎ措置を講じる予定です。

敬具

別紙

産業競争力強化法上の先端設備(A類型)として当協会が通知した事前登録番号は、中小企業等経営強化法上の生産性向上設備に係る証明書発行においても、原則として有効といたします。

ただし、証明書発行の根拠が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則から中小企業等経営強化法施行規則に変更となることから、以下の手続きを経た上で事前登録番号を使用できることとします。

1. 引継ぎ対象となる事前登録番号

ソフトウェアの場合、販売が開始されてから5年以内のものが対象であるため、原則として(※1)、販売開始が2012年5月以降(※2)の事前登録番号をもつ製品を対象とします。

※1:原則として引継ぎ可としますが、監督官庁から当協会に発せられた「情報指示機能」厳格化方針(2015年4月)以前に事前登録番号を発番したソフトウェア製品については、情報指示機能の存在を再度確認いたします。

このため、2015年4月までに当協会から通知した事前登録番号をもつソフトウェアの申請があった場合は、追加の資料提出等を要請する場合がありますこと、再確認の結果によっては番号が発番されない可能性があることをご了承ください。

※2:JISA様式3の「販売開始年度」欄において2012年度と記入されたもの。

2. 引継ぎ期間 4月5日(水)より5月8日(月)17時まで

※引継ぎ期間経過後は、新規の事前登録として取扱うため、現行と同様に事前登録手数料を申し受けます(会員を除く)。

3. 引継ぎ手数料 無料

4. 引継ぎ手続方法

専用サイトを開設する予定です。専用サイトは4月5日に事前登録申請時の連絡担当者宛に電子メールでご案内いたします。

5. 留意点

この引継ぎ措置は、当協会より通知された事前登録番号を既に保有しているソフトウェアが対象です。新規の事前登録の申請は上記サイトでは手続きすることはできません。

ソフトウェアの新規の事前登録手続きについては、4月5日に公表する資料においてご案内いたします。

以上